

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱について注意点

- ① 特殊寝台付属品及び車椅子付属品等、**付属品のみの貸与であっても、福祉用具例外給付として確認の対象となります。**
【例】特殊寝台は自費購入済みで、付属品のみの貸与希望の場合なども確認が必要です。
- ② 【別紙 1 - 1】の表 1 で該当する場合、**市への確認申請手続きは不要です。**但し、点検時に確認することがありますので、しっかりと記録に残しておいてください。
【例】車椅子を貸与希望で、(一) 基本調査 1 - 7 が「3. できない」の場合、または (二) ※ 2 でケアマネジャーが判断した場合、市への確認申請手続きは不要です。
- ③ 【別紙 1 - 2】の表 2 の **i ~ iii の状態像のいずれかに該当するかは主治医が判断します。**主治医への照会に基づき、ケアマネジャーが判断を行うものではありません。
- ④ 市へ確認書を提出し、承認を得た場合、**有効期間は認定有効期間となります。**期間満了後も引き続き例外給付が必要な場合は再度理由書一式の提出をしてください。
- ⑤ 原則として、**貸与開始前に届け出をしてください。**軽度者として認定される可能性があり、暫定で貸与を開始する必要がある場合は、給付係へ事前に連絡してください。また、貸与開始前に主治医から意見を聴取し、認定結果によって速やかに理由書一式の提出をしてください。